管理建築士の専任性確認書類について

令和6年12月より、管理建築士の専任性確認書類として①または②をご準備願います。

① 現行の保険証をお持ちの方　⇒　保険証の有効期限の範囲内で１年間（最長令和７年１２月１日まで）、専任性確認資料として用いることが可能です。

詳細は新規・更新、変更マニュアルの「管理建築士の専任性が確認できる書類」の項目をご参照ください。

※福岡県建築登録センターホームページ　【　https://www.f-aa.jp/tourokucenter/top.html　】の各手続ページよりダウンロード可能

② 保険証の有効期限が切れた方、および令和７年１２月２日以降に申請される方　⇒　下記に示す書類をご提出ください。

個人開設の建築士事務所

事業主本人	従業員	後期高齢者	
		事業主本人	従業員
以下のいずれか 【決算到来済】 ・直近の所得税確定申告書（申告内容確認票 第一表）写し ※上記が受付済みであることも確認するため、収受印があるもの、もしくはそれに代わって受付日が分かる書類やe-Taxの受信通知なども併せて添付 【開業後、最初の決算未到来】 ・被保険者記録照会回答票写し ※年金事務所、年金相談センター、ねんきんネット等より取得可	以下のいずれか 【新規雇用者】 ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書 ※新たに資格取得の手続をした場合のみ、健康保険組合より交付 【雇用から１年以内】 ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ※雇用保険加入の際ハローワークより交付、事業主用・被保険者用どちらも可 【従前から雇用】 ・住民税特別徴収税額決定通知書（徴収義務者用） ※毎年5月31日までに従業員がお住いの市町村から事業主の方宛に送付される通知 ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ※標準報酬月額決定後、社会保険事務所または健康保険組合より返却される書類 ・厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ ※厚生年金・健康保険に加入されていない70歳以上の従業員について、標準報酬月額相当額を届け出た際に年金事務所より届く通知書	以下のいずれか 【直前決算到来済】 ・直近の所得税確定申告書 （申告内容確認票 第一表）写し ※上記が受付済みであることも確認するため、収受印があるもの、もしくはそれに代わって受付日が分かる書類やe-Taxの受信通知なども併せて添付 【開業後、最初の決算未到来】 ・県税事務所に提出した 個人事業税に係る開業等報告書 ※管轄する県税事務所に提出された「個人の事業の開始等の報告書」の写し	以下のいずれか 【雇用から１年以内】 ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ※雇用保険加入の際ハローワークより交付、事業主用・被保険者用どちらも可 【従前から雇用】 ・出勤簿（写）＋賃金台帳（写） ※新規・変更の場合 ⇒ 登録後・変更後3ヶ月分 更新の場合 ⇒ 直近3ヶ月分

法人開設の建築士事務所

役員	従業員	後期高齢者	
		役員	従業員
以下のいずれか 【新規就任】 ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書 ※新たに資格取得の手続をした場合のみ、健康保険組合より交付 【従前から役員】 ・住民税特別徴収税額決定通知書（徴収義務者用） ※毎年5月31日までに従業員がお住いの市町村から事業主の方宛に送付される通知 ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ※標準報酬月額決定後、社会保険事務所または健康保険組合より返却される書類 ・厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ ※厚生年金・健康保険に加入されていない70歳以上の従業員について、標準報酬月額相当額を届け出た際に年金事務所より届く通知書	以下のいずれか 【新規雇用者】 ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書 ※新たに資格取得の手続をした場合のみ、健康保険組合より交付 【雇用から１年以内】 ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ※雇用保険加入の際ハローワークより交付、事業主用・被保険者用どちらも可 【従前から雇用】 ・住民税特別徴収税額決定通知書（徴収義務者用） ※毎年5月31日までに従業員がお住いの市町村から事業主の方宛に送付される通知 ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ※標準報酬月額決定後、社会保険事務所または健康保険組合より返却される書類 ・厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ ※厚生年金・健康保険に加入されていない70歳以上の従業員について、標準報酬月額相当額を届け出た際に年金事務所より届く通知書	・出勤簿（写）＋賃金台帳（写） ※新規・変更の場合 ⇒ 登録後・変更後3ヶ月分 更新の場合 ⇒ 直近3ヶ月分	以下のいずれか 【雇用から１年以内】 ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ※雇用保険加入の際ハローワークより交付、事業主用・被保険者用どちらも可 【従前から雇用】 ・出勤簿（写）＋賃金台帳（写） ※新規・変更の場合 ⇒ 登録後・変更後3ヶ月分 更新の場合 ⇒ 直近3ヶ月分

※他、専任性書類について個別にご相談を希望される方は、福岡県建築登録センター（TEL092-473-7683　平日9～12時 / 13～16時）までご連絡ください。